

《⑫自動車》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
自動車改造費の助成	区分	●	●												
	サービス内容	重度の身体障がい者が就労等に伴い、自ら所有する自動車を改造する際に、障がいに応じた改造に要する費用を助成します。 1. 対象となる改造部位 操行装置及び駆動装置の一部改造 2. 助成額 上限10万円 ただし、10万円以下の改造の場合は実際に要した額													
	条件	○次の要件の全てに該当する方 ①満18歳以上で、身体障害者手帳1、2級（上肢・下肢または体幹機能障害）の方 ②現に運転免許証を取得されている方 ③所得制限にかからない方（福祉医療の受給資格のある方） ※改造前に申請が必要です。 ※自動車は本人名義に限ります。													
	申請手続きに必要なもの	○自動車改造費助成金交付申請書 ○改造工事の見積書 ○同意書 ○車検証の写し（新車購入時は改造後に提出） ○運転免許証 ○身体障害者手帳 ○印鑑													
問い合わせ先		障がい福祉課													
自動車運転免許取得費の助成	区分	●	●	●	●										
	サービス内容	身体障がい者が就労または就学が見込まれる等社会活動上の必要性から普通自動車第一種運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。 ○助成額 1人当たり10万円限度													
	条件	○身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方 ○人数制限があります。 ※免許取得前に申請が必要です。毎年5月に募集しています。													
	申請手続きに必要なもの	○自動車運転免許取得助成申込書 ○身体障害者手帳 ○県公安委員会発行の運転適性相談結果票（内部障がいのみ場合は除く。） ○印鑑													
問い合わせ先		障がい福祉課													

《⑫自動車》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●…必ず手帳が必要なサービスです。
●…必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等																																															
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																																																
●	●	●	●	●			●	●			●																																																		
サービス内容	<p>身体障がい者本人が公安委員会から駐車禁止除外の標章の交付を受けると、公安委員会が指定する駐車禁止場所および時間制限駐車区間の場所に駐車することができます。</p> <p>1. 所轄の警察署で駐車禁止除外の標章の交付を受けること 2. 駐車時には許可証を運転席の前面に置くこと ※法定区域（交差点・トンネル・坂の頂上付近等）には駐車できません。</p>																																																												
駐車禁止の除外措置の条件	<p>駐車禁止除外措置の対象となる身体障がいの種別・程度は下表のとおりです。</p> <p>◎駐車禁止除外措置の対象者（身体障がい）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障がいの種別</th> <th>障がいの等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1級から3級及び4級の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">聴覚障害</td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1級、2級の1及び2級の2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1級から4級（等級に該当しない場合は個別にお尋ねください）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級及び2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級から3級（下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこうまたは直腸の機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>駐車禁止除外措置の対象となる難病等については次のとおりです。</p> <p>色素性乾皮症により「小児慢性特定疾患児手帳」、または「医療受給者証」の交付を受けている者。ただし、除外措置の対象となるのは、昼間(日の出から日没まで)に限ります。</p>														障がいの種別		障がいの等級	視覚障害		1級から3級及び4級の1	聴覚障害		2級及び3級	平衡機能障害		3級	上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	下肢不自由		1級から4級（等級に該当しない場合は個別にお尋ねください）	体幹不自由		1級から3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	移動機能	1級から3級（下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	心臓機能障害		1級及び3級	じん臓機能障害		1級及び3級	呼吸器機能障害		1級及び3級	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級及び3級	小腸機能障害		1級及び3級	肝臓機能障害		1級から3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級
障がいの種別		障がいの等級																																																											
視覚障害		1級から3級及び4級の1																																																											
聴覚障害		2級及び3級																																																											
平衡機能障害		3級																																																											
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2																																																											
下肢不自由		1級から4級（等級に該当しない場合は個別にお尋ねください）																																																											
体幹不自由		1級から3級																																																											
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）																																																											
	移動機能	1級から3級（下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）																																																											
心臓機能障害		1級及び3級																																																											
じん臓機能障害		1級及び3級																																																											
呼吸器機能障害		1級及び3級																																																											
ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級及び3級																																																											
小腸機能障害		1級及び3級																																																											
肝臓機能障害		1級から3級																																																											
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級																																																											
申請手続きに必要なもの	<p>住所地の所轄警察署で駐車禁止除外の標章の交付申請を行ってください。</p> <p>○身体障害者手帳等 ○印鑑 ○主たる運転者の運転免許証</p>																																																												
問い合わせ先	所轄警察署の交通課																																																												

《⑫自動車》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等																																										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級																																											
	●	●	●	●	●	●	●	●						●																																										
サービス内容	<p>身体障害者用駐車場のうち、管理者の協力を得た駐車場を、県内共通の利用証（パーキング・パーミット）を掲示することで利用できる制度です。 身体に障がいのある方、高齢者、妊産婦、けが人、難病者などの方も利用できます。</p>																																																							
長崎県パーキング・パーミット制度	<p>長崎県パーキング・パーミット利用証交付基準</p> <p>◎身体障害者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">身体障害者区分</th> <th>身体障害者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害者</td> <td>1級から4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">聴覚または平衡機能障害</td> <td>聴覚障害</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">音声言語機能障害</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">肢体不自由</td> <td>上肢</td> <td>1級から2級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td>1級から6級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td>1級から5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">脳原性の運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級から2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級から6級</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、肝臓の障害</td> <td>心臓機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>腎臓機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>膀胱または直腸機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>小腸機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級から4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>○知的障害者 障害の程度が重度の方（療育手帳の障害の程度欄「A1・A2」） ○難病者 特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者証 ○けが人 車いす、杖等使用期間 ○妊産婦 妊娠7カ月～産後3カ月 ○高齢者 要介護度1以上</p>														身体障害者区分		身体障害者区分	視覚障害者		1級から4級	聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	該当なし	平衡機能障害	3級、5級	音声言語機能障害		該当なし	肢体不自由	上肢	1級から2級	下肢	1級から6級	体幹	1級から5級	脳原性の運動機能障害	上肢機能	1級から2級	移動機能	1級から6級	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	1級、3級、4級	腎臓機能障害	1級、3級、4級	呼吸器機能障害	1級、3級、4級	膀胱または直腸機能障害	1級、3級、4級	小腸機能障害	1級、3級、4級	肝臓機能障害	1級から3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級
身体障害者区分		身体障害者区分																																																						
視覚障害者		1級から4級																																																						
聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	該当なし																																																						
	平衡機能障害	3級、5級																																																						
音声言語機能障害		該当なし																																																						
肢体不自由	上肢	1級から2級																																																						
	下肢	1級から6級																																																						
	体幹	1級から5級																																																						
脳原性の運動機能障害	上肢機能	1級から2級																																																						
	移動機能	1級から6級																																																						
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	1級、3級、4級																																																						
	腎臓機能障害	1級、3級、4級																																																						
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級																																																						
	膀胱または直腸機能障害	1級、3級、4級																																																						
	小腸機能障害	1級、3級、4級																																																						
	肝臓機能障害	1級から3級																																																						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級																																																						
申請手続きに必要なもの	<p>○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証</p> <p>※支所でも手続きができます。</p>																																																							
問い合わせ先	<p>ケガ人、難病者…保健福祉政策課（総務係）、妊産婦…子ども保健課 高齢者…長寿社会課（高齢支援係）、その他…障がい福祉課</p>																																																							